

## 小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費 又は政務調査費の支出の調査に関する決議

### 1. 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 小林由佳議員による政務活動費又は政務調査費（平成 23 年度から平成 26 年度分）（以下「本件政務活動費等」という。）の支出に関する次の事項
  - ① ホームページ構築費及びホームページ維持管理費の支出の実態について
  - ② チラシ印刷代、同ポスティング（配布）費用、名刺印刷代、封筒作成代、ゴム印代及び携帯電話代の支出の実態について
  - ③ 人件費、アルバイト代の支出の実態について
- (2) 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

### 2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条第 1 項及び堺市議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により委員 13 人からなる小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置して、これに委託するものとする。

### 3. 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を特別委員会に委任する。

### 4. 調査期限

特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、1,000,000 円以内とする。